

練馬区公告第94号

練馬区福祉のまちづくり推進条例第18条に基づく措置の公表について

練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年3月練馬区条例第16号）第18条の規定により、公共的建築物を全ての人が安全かつ円滑に利用できるよう講じた措置について、下記のとおり公表する。

令和8年7月2日

練馬区長 吉田 健一

記

1 公共的建築物の名称および所在地

（名 称） コヤマドライビングスクール石神井校

（所在地） 練馬区谷原一丁目2番18号

2 措置の内容

別紙「公共的建築物整備状況表（練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（平成22年3月練馬区規則第47号）第17号様式）」のとおり

公共的建築物整備状況表

令和8年7月2日

- 1 名称（用途）
コヤマドライビングスクール石神井校（自動車教習所）
 - 2 所在地
練馬区谷原一丁目2番 18 号
 - 3 電話番号 / FAX
電話 03-5459-8830
FAX 03-5459-8812
 - 4 ホームページ
<http://www.koyama.co.jp>
 - 5 工事完了日
令和8年6月 11 日
 - 6 特定整備者の名称および所在地
株式会社 コヤマドライビングスクール 代表取締役社長 小山 義一
東京都渋谷区神泉町 11—1
 - 7 整備の概要

移動に関する整備		
通路幅 1.4m	玄関ドア有効幅 0.85m	段差なし
傾斜路(勾配 1/12)	L 型側溝の高さ2cm	
車椅子使用者用整備		
車椅子使用者用駐車場	車椅子対応エレベーター	車椅子トイレ
その他		
オストメイト	ベビーチェア	ベビーベッド
授乳場所		
 - 8 整備の適合状況
 - (1) 整備基準 **【公共的建築物】**

重点整備内容	★	★
整備内容	★	★
 - (2) 配慮指針

配慮事項	♥	♥	♥	♥	♥	♥
------	---	---	---	---	---	---
- ※ 特記事項